

知床半島における番屋および瀬渡しの状況

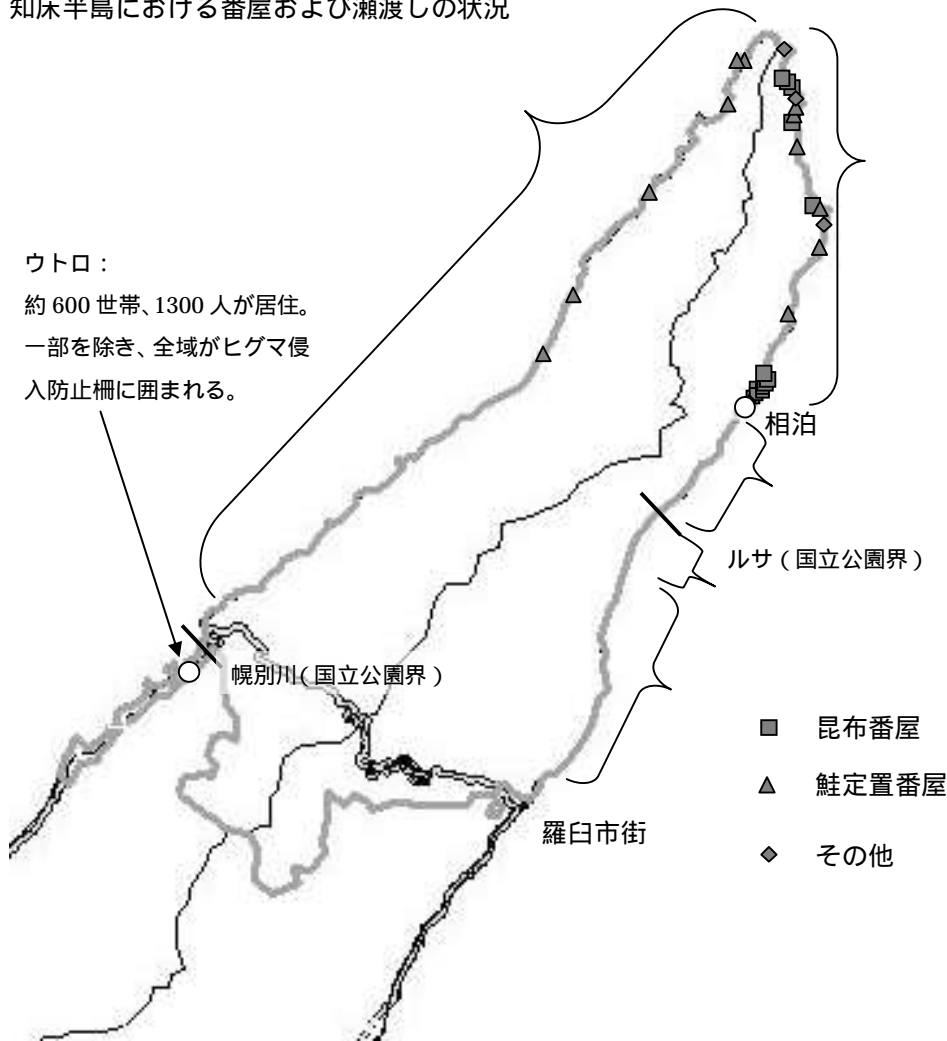


図 1 . 番屋位置図

斜里町はウトロから、羅臼町は相泊から先端部のみを示す
灰色太線は鳥獣保護区境界線を示す。

表 1 . 番屋の軒数と漁業以外の居住状況 (~ は図 1 に対応)

	番屋	漁業以外の居住	その他
ウトロから先端部	6 軒 (すべて鮭定置)	海岸沿いは居住なし。	-
相泊から先端部	27 軒 (鮭定置 5、昆布 18、その他 4)	-	瀬渡しマス釣り場 4ヶ所
ルサから相泊	79 軒 (鮭 8、昆布 69、その他 2)	4 世帯、6 名が居住。	-
ショウジ川からルサ	17 軒 (鮭 1、昆布 16)	-	-
羅臼漁港北端から ショウジ川	多数 (内、鮭定置 7)	約 400 世帯、1200 人が居住。	-

1) 番屋の使用期間

場所によって多少違うが、主に使用する期間は定められた漁期とその前後1ヵ月半強。

鮭定置番屋：羅臼側では、秋鮭定置網の漁期は8月末～11月末で、特に漁期中は男性漁業者だけでなく、食事係の女性も泊まり込むことがある。斜里側ではホッケ網(5月中旬～)、マス網(7月～)、サケ定置網(9月中旬～11月)があるが、5月から11月まで連続して使用される番屋は3軒しかない。残りは主にマス網の時期に約1ヶ月ほど使われるだけであり、近年は番屋自体が減少するとともに、使用期間も縮小してきている。

昆布番屋：漁期は7月下旬～8月末で、女性や子供を含む家族総出で泊まり込む。一旦干した昆布を夜露に湿らせて整形する「しめりとり」という夜間作業もある。

2) 電気柵による番屋の防衛

一部の鮭定置番屋では、電気柵で番屋を囲んで防衛対策を実施している(特に不在時)。

一方昆布番屋では、1996年に相泊以北の全番屋に電気柵が配布されたが、現在も使用している番屋はほとんど無い。

3) 瀬渡しによるサケ・マス釣り(前回資料3-5の図2参照)

羅臼側では、相泊以北の4箇所(モイレウシ湾、ペキン浜、クズレ滝、二本滝)において、動力船の瀬渡しによるサケ・マス釣りが行なわれている。ペキン浜では釣り客の番屋での宿泊も確認されている。釣り場では、釣り人がクーラーボックス内の魚や弁当を奪われそうになる事例が発生している。釣り場と番屋が近接しているため、釣り場で人馴れしたヒグマが番屋の方へ接近する可能性や、逆に番屋のゴミに餌付いたクマが釣り人やトレッカーに接近する可能性も考えられる。